

6月号
の疑問

みらいふからのラフレター



無保険車両に追突された！自分の自動車保険を使うと保険料は上がる？

信号待ちで停車していたら後続車両に追突されてしまった。。

警察を呼んで事故届けを行ったのですが、**相手車両は無保険!!!**

自分の車両保険を使って車両を修理することも出来ませんが、

保険請求を行うと、翌年の保険料が大幅にアップしてしまいます。

100%被害事故、自分は悪くないのに翌年保険料がアップするなんて納得いかない！

本当に保険料が高くなるのでしょうか？

今日は、こんな被害事故に遭われた実例をご紹介します。

先日、当社のお客様が追突被害事故に遭われました。

信号待ちで停車している際、よそ見運転されていた後続車両に

ほぼ**ノーブレーキの状態**で追突！

お客様の車両損害額は30万～40万程度かかり、

おまけにお客様はケガをされてしまいました。

通常であれば、相手方の加入する保険会社からの対応で

車両損害は対物賠償で、ケガの治療費は対人賠償で支払してもらうものです。

しかし、残念ながら**相手方は無保険!**

相手方は「車両修理代金とケガの治療費をお支払いいたします」と言っておられるものの

お客様は、きちんと賠償を受けられるのか不安の窮地に追い込まれました。

幸い、お客様は車両保険と人身傷害保険に加入頂いておりましたので

お客様の加入する保険で車両損害もケガの治療費も対応することが出来ます

ここで問題なのが翌年保険料。

皆さま、ご承知のとおり自動車保険を請求すると

翌年保険料が大幅に高くなってしまいます。

100%被害事故なのに、

「なんで自分の保険を使わなあかんの？」

お客様の立場とすれば当然のことと思います。。

このような事故でも、本当に**翌年保険料がアップ**するのでしょうか？

答えは

保険が使われても、翌年保険料は上がりません!

当社が扱う、損保ジャパン日本興亜の自動車には

車両無過失特約が付帯されております。

この特約では、お客様に過失がなかったと保険会社が認める

下記の事故について、保険金請求された場合、

事故カウントは行いませんので、**翌年保険料は高くなりません。**

- ① 追突
- ② センターラインオーバー
- ③ 赤信号無視
- ④ 駐停車中の契約自動車への接触・衝突

また、ケガに関する治療費等は、人身傷害補償で保険支払致しますが
人身傷害補償は、もともと保険金請求されても事故カウントされないため
今回、被害事故にあわれたこのお客様の場合であれば、

車両損害もケガの治療費も保険金請求されても、**事故カウントはされず**

翌年保険料は高くない事になります。



株式会社 **みらいふ**

<http://www.k-milife.co.jp>

mail:news@k-milife.co.jp

〒615-0885京都市右京区西京極午塚町30

TEL 075-863-0808